

## 平成27年 9月 定例会（第3回）会議録（抜粋）

○2番（青山雅紀君） 皆さん、こんにちは。公明党千葉市議会議員団の青山雅紀でございます。

初めに、9月6日に中央区で発生しました強風により被災されました皆様に、心よりお見舞いを申し上げますとともに、一日も早くもとの生活を取り戻せるよう、心よりお祈りをしております。

それでは、通告に従いまして、一般質問を始めさせていただきます。市長並びに執行部の皆様、また先輩・同僚議員の皆様におかれましては、何とぞよろしくお願い申し上げます。

初めに、空き教室についてお尋ねいたします。

現在、本市における小中学校の児童生徒数は7万3,359人で、3年後の平成30年度には7万1,488人となり、さらに6年後の平成33年度には現在より約3,000人減少しているとの予測推計が発表されております。

そのような現況の中、現在の普通教室数は、小学校で2,733教室、中学校で1,259教室あり、普通教室を省いた空き教室数は、小学校では74教室、中学校では31教室となっており、将来的にも使用される計画もなく、不要と見込まれている教室が市内に105教室あると聞いております。

空き教室の転用による保育所、子どもルームの設置については、本市においても既に取り組みが進められており、待機児童の解消に向けて常に頑張っていただいておりますが、このところ、また子どもルームや保育所等に入所できないとの御意見が私のところにも多く寄せられるようになってきております。

こうしたことから、各学校におきましては、自校の教育方針や特色ある教育活動等を通して、家庭や地域に対し、説明と理解を積極的に働きかけていく新しい学校環境づくりも必要だと感じております。

さて、本年4月より子ども・子育て支援新制度が施行されました。新制度では、保護者が労働等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、授業の終了後等に小学校の余裕教室、児童館等を利用して、適切な遊び及び生活の場を与えながら、家庭や地域との連携のもと、発達段階に応じた主体的な遊びや生活が可能となることを目指す制度となっております。学校現場では、今後においても多様な課題が増加する中ではありますが、子供たちに元気にすくすくと育てもらうための環境づくりの一つとしまして、まずは空きルームの転用を含め、保育所や子どもルームの開設、増設を前向きにお願いしたいと思いますが、いかがでしょうか。

また、このように将来的に空き教室がさらに増加していく傾向と現状を踏まえ、これまでのスポーツ開放事業の中での体育館やグラウンドの貸し出しと同じような学校施設の有効

活用を、今後さらに工夫を凝らし、幅広く地域に活用していくことが必要であります。

活用方法としましては、例えば場所によって異なりはしますが、集会場所、会館等がないために、地域での活動が停滞している自治会もあり、市民からは空き教室を利用できないかとの声もあります。

そこでお伺いします。

一つは、今後増加が見込まれている空き教室を含めた教室等をどのように活用していく方針なのか。また、制度の検討はどのような状況か。

二つに、本市で行っている特別教室開放事業の目的と実施校、並びに現在の活用状況について。

三つに、特別教室開放事業に活用する教室の安全管理はどのようにされているのか。

以上、3点についてお聞かせください。

次に、特別支援学級についてお尋ねいたします。

私は、先日6月30日、ポートアリーナで開催されました千葉市特別支援学級・特別支援学校児童生徒激励会第51回げんき交流会に参加させていただきました。千葉市内の小中学校の特別支援学級と特別支援学校、市立養護中等部、第二養護の児童と保護者や先生方約2,000人が一堂に会し、元気いっぱいの子供たちと触れ合うことができ、とても楽しい時間を過ごさせていただくことができました。それ以後、保護者の方々とは定期的に交流を図らせていただいております。

今回は、そのような交流の場で保護者の方々からいただきました御意見、御要望をもとに、質問をさせていただきます。また、特別支援教育につきましては、先輩議員の方々が過去数回となく取り上げられ、お尋ねをされておられます。内容的には重複する箇所もあるかと思いますが、お伺いをさせていただきます。

学校教育とは、次世代を担う子供たちが大きく人間性を育む場であり、学校環境を整え、子供たちが生き生きと生活することが大切であると認識しております。特別支援教育への支援体制の整備などは、本市においては今日までも懸命に努めていただいておりますが、課題も感じられます。

現在、本市における特別支援学級に通っておられる児童生徒数は、5月1日現在で1,037人となっており、これは少子化が進む中にあっても、6年前の881人と比べ17.7%増加してきており、将来に向けて、生徒数の増枠と同時に教室の増設も視野に入れておく必要性も感じられます。

本市での小中学校における特別支援学級の施設設置数は、小学校では通常学級1,664学級中150学級、中学校では714学級中77学級で設置率69.5%となっており、比較的高い設置率であるにもかかわらず、地元の小学校に設置がなく、身近なところに特別支援学級がない

ために困っている子供たちがいるとの意見がありました。

また、特別支援学級の教員については、児童生徒の重度化、多様化する状況の中で、一人一人の教育的ニーズに応じた適切な教育を行うためには、基本的な知識や対応の仕方等について経験を積んだ専門性の高い配置が必要であり、全ての教員に確かな指導力と豊かな知識と経験が求められていると考えます。また、定期的な教員の人事異動により、児童生徒たちがようやく教員になれてきたころに担当の教員と別れなければならない、戸惑う生徒もいるとの保護者からの意見もいただいております。

そこでお伺いします。

一つは、特別支援学級を設置するのには、どのような手順を踏んでいるのか。

二つは、特別支援学級の担任の配置については、特別支援学級教諭免許状を所有しない教員や、新規採用者が担任している学級もあると伺いました。特別支援学級の担任の配置はどのようにしているのか、お聞かせください。

三つは、専門的な知識を有する特別支援学級の担任が不足していることから、特別支援教育に携わっていた退職教員を活用したり、教員が専門的な知識を習得することが必要だと思いますが、具体的に退職教員の活用や教員の研修はどのように行っているのか、伺います。当局の見解をお聞かせください。

次は、特別支援学級児童に対するいじめについてです。

全国的に、いじめに関する痛ましい事件が発生しています。いじめはいつの時代にも存在する問題ではありますが、現在では周囲の人間がいじめであるか判断できないほど悪質化しているようにも感じられ、教育環境を崩してしまう大きな問題であり、対策は重要であります。

平成25年9月での千葉市内におけるいじめ認知件数は、小学校では592件、中学校では515件とのことですが、実際に認知されていない件数も含めるとさらなる膨らみも予測され、いじめ問題は後を絶たないのが現状であります。

いじめが発覚するとほとんどの場合、学校側はそんなに深刻なものとは認識していなかった、本人に確認したら大丈夫と言っていた、単なる悪ふざけと判断した等々、学校側といじめを受けている子供たちの温度差が明らかになります。その原因は、いじめは目に見えないところで行われていることに加え、いじめられている子の目には見えない心を最終的に判断していく困難さがあるからだと思います。

しかし同時に、必ず何らかのサインに目を凝らせば、見えることも事実であります。いじめはいつでもどこでも起こり得るものであり、誰もが被害者、加害者になる可能性があります。

そこで、いじめ問題については、日常のあらゆる機会を捉え、多様な方法で指導していく

必要性を感じます。その際、自分はいじめには関係ないと思っている子供たちに、見て見ぬふりをしないよう指導することも大事だと考えます。また、そうした環境の中で、特別支援学級の児童がいじめに遭うケースもあると伺っております。

いじめ、体罰など教育をめぐる問題は深刻で、真剣に向き合わなければ解決できない大きな問題でもあります。今まで学校現場では、いじめの存在自体を否定する風潮が支配的であったようですが、最近ではいじめに対する認識も変化しつつあります。

そこでお伺いします。

一つは、特別支援学級児童生徒が受けているいじめ対応は、どのようにされているのでしょうか。

二つに、いじめが生まれのないような未然防止策として、どのような取り組みを図っていますか、お聞かせください。

次に、特別支援学級、特別支援学校生徒の高校進学及び就職支援についてです。

初めに、中学校卒業後の進路について伺います。

小学校から中学校に進学する場合は、基本的に地域の小学校、中学校での受け皿があり進学も可能ですが、中学校から高校へと進学する場合は、特別支援学級での教育内容では十分ではないと感じられ、専門的な特別支援学校で学ばせたいとの保護者の方もおられると聞きました。本市の特別支援学級、特別支援学校における今年度の中学3年生の生徒数は173人であり、卒業後の進路を考える時期に入ってきております。

そこでお伺いします。

一つは、中学校特別支援学級、特別支援学校中等部の平成26年度の卒業生の進路状況について。

二つは、高校進学の対象となる中学3年生への進路相談は、どのように行われていますか。

三つは、特別支援学校高等部生徒の就労に向けた支援の取り組みは、どのように対応されていますか、あわせてお聞かせください。

次は、若葉区の諸問題のうち、市道金親町69号線及び周辺道路の整備についてです。

現在、若葉消防署と若葉土木事務所に面する市道金親町69号線の工事が進められています。この市道金親町69号線は、平成9年度から工事に着手し、若葉土木事務所付近までは完成しておりましたが、その先は行きどまりとなっておりました。平成25年度より工事は再開されましたが、大変長期にわたる事業となっております。現在は、御成街道と接続する千城台東調整池付近で工事が進められていますが、この工事が完成しますと、県道千葉川上八街線と御成街道が結ばれて、交通の流れも変わってくると思います。また、沿道にある消防署の緊急・救急車両の通行経路が確保され、迅速な業務遂行にも寄与するものと思われる、期待をしているところでございます。

そこでお伺いします。

一つは、金親町 69 号線の事業概要と整備効果について。

二つは、工事の完成時期についてお聞かせください。

最後に、若葉区の残土対策について質問します。

若葉区には、ふるさとの原風景を感じることでできる貴重な自然環境が残されており、泉自然公園に代表されるような自然を身近で体験できる場所も多くあり、市民の憩いの場として親しまれております。

一方で、地形的な理由や幹線道路から比較的近い範囲に一定規模の土地があり、車の出入りに便利なことから、残土の埋立事業などが行われやすい状況にあります。

スクリーンをごらんください。

ここは、若葉区の事業場の一つ、小間子町の現場風景であります。この事業場では大雨などの影響により土砂が崩落した箇所があり、崩落を防止するための措置を講じるように、市は措置命令、県は復旧命令をそれぞれ事業者に対し発しはしているものの、いまだに処置は講じられていない状況であり、付近の水田の耕作に支障を来していると同っております。

さらに、この事業場のある地域は、貴重な谷津田の原風景が残されている地域で、準絶滅危惧種に指定されている植物、カザグルマが自生している場所でもあります。このカザグルマは、江戸時代にシーボルトにより日本からヨーロッパへ伝えられ、数多くの園芸品種が現地にて作出されました。現在、園芸的にも多く利用されているクレマチスの花の原種であります。

このような市内に残された貴重な自然環境を保全していくためにも、残土の埋め立て等事業を行うことができない地域を指定することも必要なことではないでしょうか。

また、中野町の事業場では、事業開始後、市に対し、悪臭や土砂の搬出について多数の通報が入り、市は現地を確認したものの、通報された悪臭については確認できなかったとの結果に、地元では事業者に対する不信感が募った状態が現在も続いていると聞いております。

さらに、同町の別の事業場では、事業者から地元住民に対する十分な説明が行われず、理解が得られないまま埋め立ての申請手続や事業が進んだことにより、地元住民が残土による地下水汚染が発生してしまうのではないかとこの心配を抱いたまま、事業が進められようとしているとのことであります。

これらのことから、自然環境や生活環境を保全するということは当然としまして、残土の埋め立て等事業を実施するに当たっては、事業開始前に地元住民の理解を得ることや、住民の意見を事業に反映させることが、事業を円滑に進める上で必要不可欠なことだと考えます。

そこでお伺いします。

一つは、現在市内で埋め立て等事業が行われている事業場数と、そのうち若葉区の事業場

数についてお聞かせください。

二つは、埋め立て等事業を実施する場所の制限はあるのか。

三つは、許可、届け出を行った事業場について、住民からどのくらい苦情があったのか。また苦情の内容はどのようなものなのか、お伺いします。

以上で、私の1回目の質問を終わります。御答弁よろしくお願い申し上げます。（拍手）

○教育次長（森 雅彦君） 初めに、空き教室の活用についてお答えします。

まず、増加が見込まれている空き教室を含めた教室等の活用方針についてですが、現在学校施設の有効活用と地域コミュニティの醸成に資するという観点から検討を進めております。地元自治会を初めとした各種団体から、学校施設を利用したいとの声も上がっていることを踏まえ、学校教育に支障のない範囲内において市民利用に供すること、地域住民が中心となって運営する管理体制とすることとの方向で、平成28年度からの小学校施設の開放を目指しております。

次に、制度の検討状況ですが、想定する開放場所は、学校ごとに利用が可能な教室とし、開放日については土曜日、日曜日、祝日及び長期休業期間と考えております。また、管理運営体制につきましては、開放する学校ごとに地域住民を中心とした団体を設置していただき、教職員が加わらない、地域住民による自主管理の運営を想定しておりますが、詳細な制度設計につきましては、引き続き検討してまいります。

次に、特別教室開放事業の目的、実施校並びに活用状況についてですが、本事業は学校、家庭、地域住民相互の連携、協力を推進し、子供の健全育成、地域活動の活性化や生涯学習の振興を図ることを目的として、土曜日と日曜日の9時30分から16時まで、小学校の家庭科室などの特別教室を平成15年度より地域に開放しているものであります。現在、星久喜、瑞穂、緑町、都賀の台、扇田、海浜打瀬の各行政区1校で実施し、ボーイスカウトやガールスカウト、自治会、音楽団体等の活動に、昨年度は延べ8,300人が利用しております。

次に、特別教室開放事業に活用する教室の安全管理についてですが、各実施校において、社会教育関係者や地域住民等で組織する運営委員会が、鍵の管理等を含めた施設の安全管理を行っております。

次に、特別支援学級についてお答えします。

まず、新しく特別支援学級を設置するにはどのような手順を踏んでいるのかについてですが、新たに設置するには、まず千葉市心身障害児童生徒就学指導委員会において、特別支援学級が適当であると判断された児童生徒の保護者の希望を学校が受け、各学校が特別支援学級設置の要望書を教育委員会に提出します。その後、教育委員会の特別支援学級設置検討会議で協議をし、設置すべきと判断した場合は県に申請し、認可されれば設置となります。

次に、特別支援学級の教員の配置についてですが、特別支援学級には特別支援学校教諭免許状の所有者や、担任を希望する教員を配置しております。なお、新規採用者は、原則として特別支援学級が複数ある学校に配置し、経験豊富な教員と組み合わせることとしております。

次に、専門的知識を有する退職教員の活用と教員の研修についてですが、本市では特別支

援教育に携わった退職教員を担任として再任用するとともに、必要に応じて少人数指導などの非常勤講師としても配置しております。

また、教員の研修についてですが、特別支援学校教諭免許状取得のための免許法認定講習を県教育委員会と共同で実施するとともに、教員のさらなる資質向上を目指し、養護教育センターでの専門的な研修の充実に努めております。

次に、特別支援学級の児童生徒のいじめへの対応と、いじめが生まれえないような未然防止策につきましては、関連がありますのであわせてお答えいたします。

いじめへの対応につきましては、本市は人間尊重の教育を基調としており、重点課題の一つに生徒指導の充実を取り上げ、各学校では学校いじめ防止基本方針に従い、いじめの防止、早期発見に対応しております。その上で、特別支援学級においても、学級担任が児童生徒の変化を見逃すことのないようきめ細かな観察に努めるとともに、個々の児童生徒の特性に応じた調査の実施や保護者と連絡を密にするなど、児童生徒の不安や悩み等の早期発見に努めております。

また、未然防止策につきましては、特別支援学級の児童生徒の発達段階や特性に応じて、通常の学級の児童生徒との交流及び共同学習を積極的に進め、相互理解と互いを思いやる心を育むよう努めております。

次に、中学校特別支援学級、特別支援学校中学部の卒業生の進路状況についてですが、平成26年度の卒業生は合わせて125人で、進学先として市立高等特別支援学校へは24人、市立養護学校高等部へは29人、県立千葉特別支援学校高等部へは29人、千葉市以外の県内特別支援学校高等部へは13人、公立高等学校へは9人、私立高等学校へは18人、専門学校へは1人となっております。なお、進学を希望しなかった者は2名であります。

次に、高校進学の対象となる中学3年生への進路相談についてですが、各学校では、進路説明会の実施とともに、進路希望調査をもとにした個別の進路相談を行い、進路の選択に向けた支援をしております。また、特別支援学級生徒及びその保護者には、市内中学校特別支援学級合同進路説明会において、市立高等特別支援学校、市立養護学校高等部及び県内の特別支援学校高等部などの概要や、過去の卒業生の進路状況などを説明しております。なお、市立高等特別支援学校や市立養護学校高等部などでは、生徒とその保護者を対象に、オープンスクールの実施や受験希望者に対する事前相談を行っております。

最後に、特別支援学校高等部生徒の就労に向けた支援の取り組みについてですが、各学校においては、勤労の意義についての理解を深めるとともに、職業生活に必要な能力の向上と実践的な態度を育むため、作業学習や産業現場等における実習を教育課程に位置づけ指導しております。

また、教育委員会では、卒業後の就労支援のために、特別支援学校、障害者自立支援課などと連携する就労支援連携会議を設置し、各学校の進路指導の情報交換や就労支援のあり方などについての検討を行っております。さらに、平成25年度から千葉市立特別支援学校応援企業登録制度を設け、応援企業による雇用の機会拡大を図っております。

以上でございます。

○建設局長（椎名建之君） 金親町 69 号線及び周辺道路の整備についてお答えします。

まず、金親町 69 号線の事業概要についてですが、整備計画延長は 840 メートル、両側に 2.5 メートルの歩道を設けた幅員 14 メートルの道路で、総事業費は約 12 億 5,000 万円となっております。

次に、その整備効果についてですが、県道千葉川上八街線と御成街道が新たなルートで結ばれることから、大草町方面と御成台方面との連絡が強化されるものと考えております。さらに、御成街道の金親町交差点から金親町 69 号線までの区間は交通量が減少し、歩行者の安全性の向上や沿道の歴史的建造物の保全にも寄与するものと考えております。

次に、金親町 69 号線の工事の完成時期についてですが、早期に整備効果を発現させるため、来月上旬に車道を暫定供用いたします。歩道や御成街道との交差点については、引き続き整備を進めることとしており、これら全ての完成は平成 28 年 1 月末を予定しております。以上でございます。

○環境局長（黒川治喜君） 残土対策についてお答えします。

初めに、現在市内で埋立事業が行われている事業場数と、そのうち若葉区の事業場数についてですが、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生防止に関する条例におきまして、許可または届け出が必要な埋め立て等を行っている事業場は、平成 27 年 8 月末現在、市内に 17 カ所あり、うち若葉区は 8 カ所あります。

次に、埋め立て等事業を実施する場所の制限についてですが、条例では埋め立て等事業を実施する場所に関して事業の実施を禁止する規定は設けておりません。

最後に、住民からの苦情件数についてですが、平成 24 年度は 4 件、25 年度は 9 件、26 年度は 8 件、27 年度は 8 月末現在で 1 件となっております。また、主な苦情の内容についてですが、事業計画地の隣接者同意に関するトラブル、騒音及び振動、悪臭などとなっております。

以上でございます。

○2 番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。

2 回目は質問と要望とさせていただきます。

まず、空き教室については、他市においても社会教育施設、高齢者福祉施設等への転用を進めている自治体もあり、さまざまな活用がなされています。

ここで、空き教室を転用した参考例を幾つか紹介させていただきます。

初めに、こちらは静岡県三島市にあります山田放課後児童クラブです。同クラブは学校敷地外にありましたが、待機児童解消に向けての取り組みとして、平成 22 年度より地元の小学校の空き教室の 1 階の 1 室を第 2 放課後児童クラブとして転用活用しています。管理運営上の配慮としましても、小学校の児童が使用する出入り口とは別に、入り口を廊下側ではなくグラウンド側に設置することで、児童や保護者らが外部から出入りできるように工夫されています。

次は、岩手県遠野小学校に設置された特別支援学級の分室です。この分室が設置されるまでは、特別支援教育が必要な児童は、片道約 50 キロメートル離れた支援学校に保護者が送



迎するか、通学が困難な児童もいましたが、転用開設されたことにより、通学負担が軽減され、児童保護者らは大変に喜んでいらっしゃるというふうにお聞きしております。

最後に、埼玉県草加市では、市内 14 校の空き教室を文化伝承の機会の創出を目的に、社会福祉の施設として地域に開放しており、世代間交流の場としてだけではなく、子供たちの思いやりの心の育成にもつながっているとのこととあります。

今後も地域の実状やニーズに応じて積極的に空き教室を転用し有効活用することで、より一層子供たちと地域を元気にする可能性も感じられます。空き教室の転用に関する保育所及び子どもルームの設置に関しましては、今後も保護者の希望に沿えるような取り組みをお願いいたします。また、特別教室開放事業におきましても、市民に喜んでいただけるような地域での活動に期待したいと思っております。千葉市立小学校の施設開放に関する制度につきましても、学校は市民の財産であり、地域の活動拠点であることを忘れることなく、実施方法の具体化に向けた取り組みを強く要望いたします。

特別支援学級については、要望とさせていただきます。

特別支援学級の設置は、この 5 年間で小中学校を合わせると 33 校が新たに設置されたと承知しておりますが、地域によっては本来の学区に特別支援学級が設置されていないために、通学の面で児童生徒や保護者に負担をかけているとの声が聞かれます。今後も、特別支援教育をめぐる現状と課題については、しっかりと取り組んでいただくことを要望いたします。

特別支援教育に専門的知識を有する教員を担任として再任用していることは、大変に効果的な取り組みだと思っております。しかし、現状としまして、特別支援教育の専門的知識がない新規採用者が特別支援学級に配置されている場合もあると聞いております。今後、学級数や在籍児童生徒数、また障害の状況などを考慮し、一人一人の教育的ニーズに応じて、専門性の高い教員の配置や、例えば教員免許状を所有していなくても、特別支援教育の専門的知識を有する人が地域にいたらボランティア等として活用し、より質の高い特別支援教育を推進するなど、一層の工夫をする必要があるのではないのでしょうか。

また、子供たちがなれ親しみ、深い信頼関係が築けた特別支援学級の担任が、定期的な人事異動により別の学校に異動してしまうことは、子供たちの成長にとって大きなマイナスとなります。そこで、特別支援学級の担任の異動については、ぜひ子供たちの状況を十分考慮して、慎重に扱うように強く要望いたします。

市道金親町 69 号線については、平成 28 年 1 月末に工事が完成するとのこと。御成街道の通過交通の減少により、御成街道を利用する歩行者の安全などが図られることは、地元でも大変に喜ばれることと思っております。予定どおりに完成されますようよろしくお願いいたします。

さて、この金親町 69 号線、いわば御成街道のバイパスができ上がりますと、次は御成公園付近の整備ということになります。場所は、都市計画道路である坂月町谷当町線と交差する御成台 1 丁目交差点から金親町 69 号線までの歩道のない起伏のある狭い区間であり、この区間は旧態依然としたままであり、車同士のすれ違いに気をもむ状況を何とか改善してほしいものであります。

そこでお伺いします。

御成台 1 丁目交差点から金親町 69 号線までの整備については、地元の方々からの要望も

多いため、ぜひ御検討いただきたいと思いますが、いかがでしょうか。当局の見解をお聞かせください。

残土対策につきましては、御答弁にもありましたように、今現在、稼働している埋め立て等事業場は市内で17カ所、そのうち若葉区の事業場は8カ所と特に多く立地されていることがわかりました。さらに、立地の規制もないことから、いつ自宅の周辺で埋め立て等事業が行われるか、住民は不安に感じていることと思います。また、許可、届け出を受けている事業であっても、住民から隣接者同意に関するトラブルや、騒音、悪臭などの苦情を受けているという実態があることもわかりました。

こうしたことから、自然環境や生活環境を保全するということは当然として、残土の埋め立て等事業を実施するに当たっては、事業開始前に地元住民の理解を得ることや住民意見を事業に反映させることが、事業を円滑に進める上で必要不可欠なことと考えますが、いかがでしょうか。

そこでお伺いします。

一つは、不適正なことをするような業者が、埋め立て等事業をできないような対応はしているのか。

二つは、現在、住民に対する説明をどのようにしているのか。

三つは、今後、住民説明会の開催を条例に規定するなど、住民への説明方法の見直しが必要と考えますが、本市の考えをお聞かせください。

以上で2回目の質問を終わります。御答弁よろしく申し上げます。

○建設局長（椎名建之君） 2回目の御質問にお答えします。

金親町69号線及び周辺道路の整備についてお答えいたします。

御成街道の御成台1丁目交差点から金親町69号線までの整備についてですが、金親町69号線の整備効果を高めるためにも、歩道整備を含む道路改良が必要であると考えておりますので、今後調査に着手する予定であります。

以上でございます。

○環境局長（黒川治喜君） 残土対策についてお答えします。

初めに、不適正なことをするような業者への対応についてですが、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する条例の規定により、埋め立て等に使用された土砂の崩落等による災害の発生を防止するため緊急の必要があると認めるときは、業者に対して当該事業を停止し、必要な措置を講ずるよう命令しております。なお、この命令を受け、必要な措置を完了しない業者から新たな埋め立て等事業の許可申請や届け出は受理しておりません。

次に、住民に対する説明についてですが、許可が必要な土砂等の埋め立て等事業については、千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生の防止に関する指導要綱に基づき、許可申請前に事業計画地のおおむね200メートル以内の住民に対し説明をするよう指導しております。

説明する内容についてですが、事業者の氏名、住所及び連絡先、現場責任者の氏名及び連

絡先、事業目的、事業期間、面積、土量、搬入経路等となっております。なお、住民に対する説明が不十分な場合には、事業者に対し再度説明をするよう指示しております。

最後に、住民への説明方法の見直しについてですが、今後は説明会の開催につきましては、事業者に対して許可申請前に地元住民へ説明を行うことを徹底するとともに、住民の理解を得る観点から、より丁寧にわかりやすい説明をするよう指導してまいります。

また、説明会の開催を条例に規定することにつきましては、千葉県及び県内の他自治体の動向を注視するとともに、調査検討してまいります。

以上でございます。

○2番（青山雅紀君） 御答弁ありがとうございました。

3回目は要望といたします。

まず、市道金親町 69 号線及び周辺道路の整備につきましては、御成街道は今から 400 年前に徳川家康公によってつくられた歴史ある街道であり、街道の研究や史跡めぐりなど、散策に訪れる人々が後を絶ちません。また、散歩、散策ツアーなどの企画が催されており、狭い道路を徒歩で、車に注意しながら歩いているグループを見かけることもあります。沿線には、御成街道にあった八つの一里塚の一つである提灯塚や、千葉市指定の史跡の御茶屋御殿跡などがあり、千葉市観光ガイドでも御成街道里山散策コースとしてモデルルートが紹介されており、観光協会の千葉とっておきでも、サイクリングお勧めルートとして紹介されております。

このように、同街道は貴重な内陸部の観光資源であると感じております。ただいま御成台 1 丁目交差点から金親町 69 号線までの区間は、今後調査に着手していただけるとの御答弁をいただきました。先ほどの 1 回目の答弁で、来年 1 月末に完成する金親町 69 号線との接続部から、東側の金親町交差点までの区間は通過交通が減少することですが、しかしながら交通量は減るものの、道幅が狭いことには変わりはありません。この区間は、沿道集落に江戸時代から続く長屋門があるために道幅の拡幅は難しいと思いますが、バイパス開通後の交通量を踏まえ、現道内での歩行者等の安全対策を検討していただくことを、強く要望いたします。

最後に、残土対策につきましては、先ほど残土の埋め立て等事業を実施するに当たっては、住民説明会の開催を条例に規定することを調査検討していくとの御答弁をいただきました。現在の指導要綱では、説明を行う範囲として、事業区域からおおむね 200 メートル以内の地域と規定されていることですが、埋め立て等事業では大型 10 トンダンプが何十台も使われ、この範囲以外でも、農作物に対する土ぼこりや振動の影響が発生することが確実であると思われれます。そこで、説明を行う範囲の拡大や、説明会開催の方法についても十分に検討していただき、ぜひ千葉市土砂等の埋立て等による土壌の汚染及び災害の発生に関し、条例に、住民説明会の開催を規定し、市民が少しでも安心できるような取り組みをすべきと考えます。これからも所管の調査検討をその都度確認させていただきますので、よろしく願いいたします。

以上をもちまして、私の一般質問を終了させていただきます。御清聴大変にありがとうございました。（拍手）